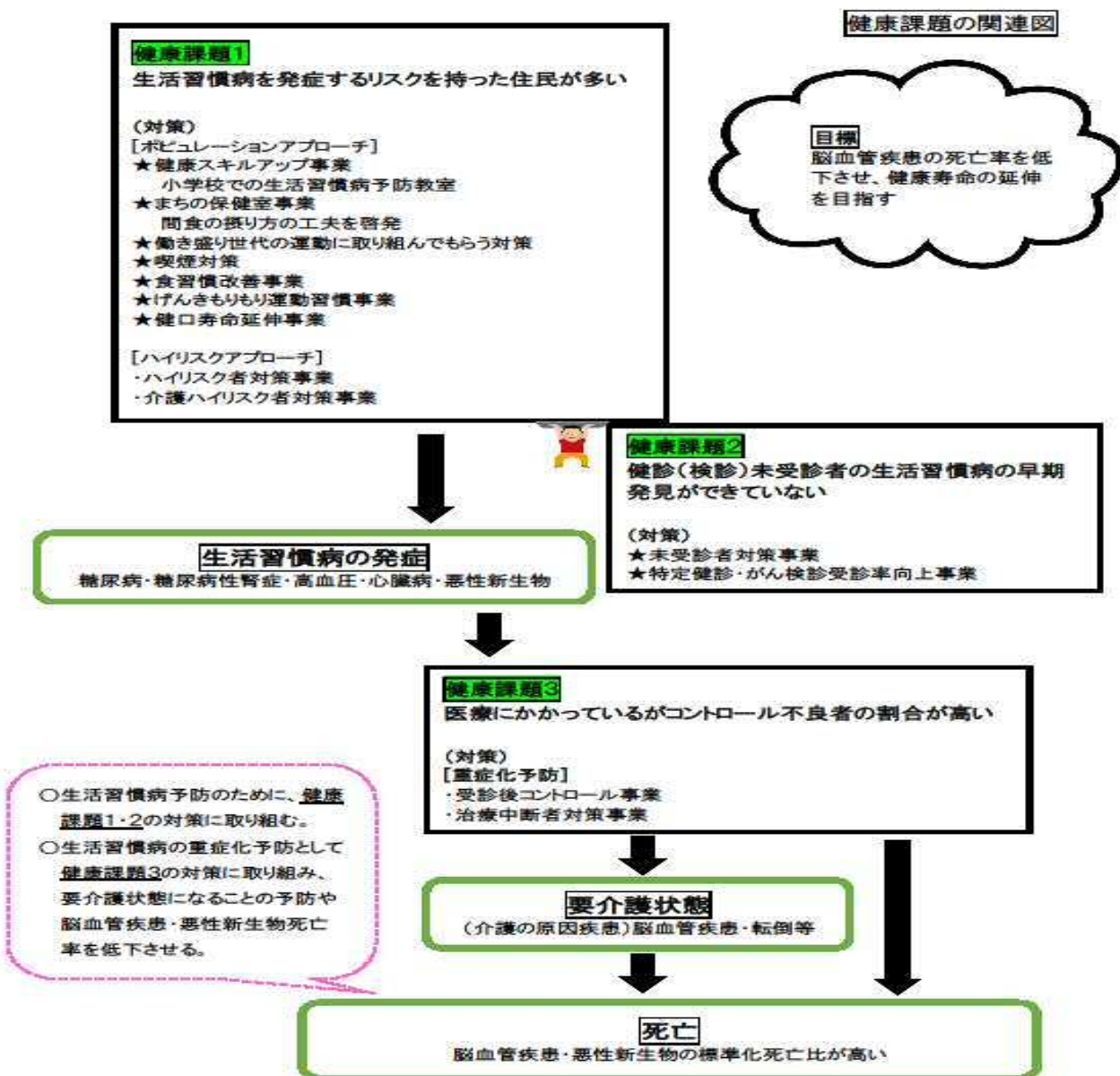


第4章 健康課題と目的、目標

1. 日吉津村の健康課題

日吉津村の健康課題	対策の方向性
<p>○健康課題 1 生活習慣病を発症するリスクを持った住民が多い。</p>	<p>⇒</p> <p>【生活習慣病予防のできる村づくり】 住民が日吉津村全体の健康課題（間食、飲酒、喫煙、運動の実態）を知り、地域ぐるみで健康課題の対策に取り組む。 生活習慣病やその予防対策（運動習慣等）について知る機会作り。 介護予防意識の浸透。</p>
<p>○健康課題 2 健診（検診）未受診者の生活習慣病の早期発見ができていない。</p>	<p>⇒</p> <p>【生活習慣病発症予防】 特定健診・がん検診受診の必要性を理解し、健診（検診）を受診する人が増える魅力的な健診作り。 健（検）診受診率向上のための広報事業。 未受診者への重点的な受診勧奨。 生活習慣病発症時期を遅らせる取り組み。</p>
<p>○健康課題 3 医療にかかっているがコントロール不良者の割合が高い。</p>	<p>⇒</p> <p>【生活習慣病の重症化予防】 かかりつけ医と連携した、生活習慣病治療中の者の生活習慣の改善。 脳血管疾患・悪性新生物による死亡率を低下させる。 要介護状態になる時期を遅らせる。</p>
<p>○環境整備</p>	<p>⇒</p> <p>○後発医薬品差額通知 ○医療費通知</p>

【参考資料】 日吉津村の健康課題



目 標	<p>心身ともに健康で活動的な70歳を目指す！</p> <p>健康寿命の延伸を目指し、脳血管疾患の死亡率低下に取り組み、健康で元気にいきいきと暮らし続けることの出来る環境を整える。</p>
-----	--

2. 保健事業の各目標・評価指標と実施計画

○評価指標と実施計画

課題番号 目標	実施計画				評価計画			
	事業	目的	対象	内容	実施者	時期	評価指標	評価方法
健康課題1 【中長期目標】 ○健診での有病者(血糖高値)の割合が減る 【短期】 ○自分の健康状態を把握する。 ・生活習慣病を予防することが大切だと考える人が増える ○生活習慣改善に向けて取り組む ①週3日以上夕食後に間食をする人が減る。 ②1日1時間以上の運動をする人が増える。 ③喫煙者を減らす。 ○生活習慣改善病に結びつくような習慣を改めてもらう。 ○血糖値の意味(見方)を知る	◆健康スキルアップ事業 ◆食習慣改善事業	・住民が村全体の健康課題を知り地域ぐるみで健康課題解決に取り組むことができる。 ・子どもの頃から生活習慣病や予防策について知ってもらう。 ・村全体で食習慣改善を意識することで、生活習慣病予防につなげる。	全住民 小学生と親	○キックオフイベント 外部講師による【食の講演会】 ○H30年度～ 小学校での生活習慣予防教室	福祉保健課 福祉保健課	・キックオフイベント(春) ・29年6月25日 ・PTA 活動の中で生活習慣病予防教室に呼び込み(夏休み) ・9月	・講演参加者数 ・講演内容 ・参加者アンケート(満足度・理解度) ・キャンペーンを知っている人が増える	・参加者アンケート ・フェスタ時の健康アンケート ・健康カレンダーに記載
		・間食の取り方の工夫の啓発 ・住民の生活習慣等の実態調査を実施し、問題点を把握し生活習慣病の予防に生かす。	小学生 成人住民	○食のスローガン作り ・スローガンを作る事により、健康的な食習慣作りの意識付けを行う。 ○住民の生活習慣等実態調査 ・20歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施する。 ・夕食後の間食の実態や、働き盛り世代の飲酒の実態等を把握する。	・小学校 ・福祉保健課	・夏休み ・4月末のがん検診申し込みと同封し回収【年度内に分析・報告】	・参加人数 ・アンケートの回収率	・発表は前もって おき表彰はフェスタにて ・(年度内に報告)
◆まちの健康空 事業	・自分の健康状態を知り、振り返る機会をやることにより健康的な生活習慣を意識する。 ・村の現状を知り課題解決を考ええる場。	全住民	・全自治会公民館で開催し、健康エッセイ、健康相談、ミニ講話を行う。 ・食改、健康づくり連絡会と協働して実施。 ・健康スキルアップ事業との連携。 ・取組チャレンジの提案	福祉保健課 保健委員 食改	・自治会公民館(11月～) ・ガレステ(6月・8月・10月)	・参加人数 ・新着参加者数 ・開催回数	・開催時のアンケート H30年4月	

◆ご当地体操の開発事業	働き盛りの世代に運動習慣を確立し、生活習慣病予防や介護予防を図る。健康寿命の延伸を目指す。	全住民	「ひえづの歌」に合わせた体操を開発し各種事業にて披露し村民の運動習慣を定着を図る。 ・普及隊をつくる。(佐バツジ作成) ・教育委員会と連携。	福祉保健課 ・普及隊	H29年2月～ ・10月村民運動会にてお披露目予定	・知っている人が増える ・普及隊が増える ・選〇回する人が増える ・役場・村内行政機関で取り組む	H30年4月	・アンケート ・普及隊へのアンケート
◆元気もりもり運動習慣事業	・インセンティブを設定することにより、健康づくり事業の参加者を増や回り、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へつなげる。	全住民	○健康ポイント事業 ・健康ポイント手帳を配布し対象事業の参加者にポイントを付与。 ・健診(後診)事業・各種講演会・教室参加者に健康ポイント事業として実施	福祉保健課	・6月25日より周知。 ・健康寿命延伸キックオフイベントよりスタート。	・ポイント手帳を持っている人が増える。 ・ポイント対象事業への参加者が増える。	年度末 H30年3月	・手帳発行数 ・商品券発行数 ・事業参加者数
◆健口寿命延伸事業	○歯周疾患も口腔の生活習慣病として位置づけられ、早期対策にて予防に取組み生活の質を保つ	集団健診参加者	○集団健診受診者サーベイス歯科指導 ・口腔の健康状況を確認する機会を設け歯周疾患を予防し健康増進を図る。	歯科衛生士	29年9月7-8日(午 前)	・利用人数 ・利用者の満足度	H30年4月	・利用者アンケート
◆禁煙対策	○妊婦が妊婦歯科検診を受診しやすい環境を整え、妊婦の口腔衛生の向上に努める。 ○国保加入者の喫煙率が高いため、禁煙指導	妊婦	○妊婦の歯科検診	歯科医養機関	29年4月よりスタート	・妊婦歯科健診受診率	H30年3月	・受診者数
	○妊婦家族への禁煙指導	集団健診参加者	○健診(後診)時に喫煙者の禁煙指導	保健師	健診(後診)時	・KOB 喫煙率が県平均まで下がる(村15.4%県11%) ・健診時の指導件数	5年後	KOBデータ
		妊婦家族	○母子健康手帳交付時の配偶者・祖母の禁煙支援	保健師	母子手帳交付時面 談と家庭訪問時	・同居家族の喫煙率 ・妊婦届出時の妊婦喫煙者数		・妊婦届出時アンケート ・3～4か月児追加アンケート
◆介護予防対策	○要介護状態になる時期を遅らせる方法を知る。	40歳以上の住民	○介護予防事業 ・タッチパネルでの認知機能チェック参加 ・勤奨 ・運動機能低下の仕組みを周知する。	・地域 包括支援センター ・保健師 ・社協 職員	29年4月～	・タッチパネルの実施者数	年度末 H30年3月	(その他)事業実施量の 数値)

<p>■健康課題2</p> <p>【中長期目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○難診難診受診率・特定保健指導・がん検診の受診率がアップ <p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎年特定健診・がん検診を受診する。 ○受診方法が分かる ○健診を受けない事によるリスクを知る。 	<p>◆特定健診・がん検診受診率向上事業</p> <p>○特定健診・がん検診受診の必要性を理解し健診(検診)を受診する人が増える</p>	<p>新40歳</p> <p>40歳以上の住民</p> <p>全住民</p>	<p>○健康ファイルの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に健康ファイルを配布する。健康ファイルには特定健診・がん検診・生活習慣予防の情報を男性版・女性版として作成。 <p>○健康ポイント付与(女性は20歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気も持ち運動習慣を推進 <p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布、ポスター掲示、のぼり掲置(役場・VUレステ) ・防災無線、CATV、ホームページ活用 <p>○がん検診の受診機会拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日がん検診、胃がん検診日を増やす 	<p>福祉保健課</p>	<p>29年8月</p>	<p>・アンケート(健診を受けたか・ファイルが役立つか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布数 ・男性の受診率が上がる 	<p>アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診(検診)受診者
<p>◆ハイリスク者対策</p> <p>○現状の生活を継続すると生活習慣病の発症リスクが高い状況に有ることに気が付ける環境・体制を整える。</p>	<p>特定保健指導対象者</p> <p>○特定保健指導の実地強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別家庭訪問の取り組み強化 ・訪問スタッフの充実(増員) 	<p>29年4月～</p>	<p>・保健師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士 	<p>29年4月～</p>	<p>・家庭訪問件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知発送件数 ・アンケート(チラシやアンケートが分り易い内容だったか) 	<p>アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDB(特定健診) ・受診率 ・血糖値・HbA1cの平均値が下がる。 	
<p>◆受診後コントロール事業</p> <p>○医療機関受診中にも関わらず検査結果が要指導域以上の住民が保健指導により生活習慣改善・定期受診に繋がる。</p>	<p>特定健診による血糖値検査が基準以上の方</p> <p>・個別家庭訪問により受診の必要性を説明し受診勧奨実施。</p>	<p>29年10月～</p>	<p>・保健師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士 ・健康運動指導士 ・国保連合会 	<p>31年3月</p>	<p>・KDB(特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未治療率が減る 	<p>・KDB(特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未治療率が減る 	

<p>○医療者の削減 ○コントロール不良者が増えない 【短期】 ○脳血管疾患の要因を知る。 ○要介護状態になるリスクを知る。</p>	<p>◆治療中断者対策事業</p>	<p>○糖尿病合併症発症者を増やさない。 ○糖尿病性腎症による新規透析患者を作らない。 ○脳血管疾患の発症者を増やさない。</p>	<p>特定健診による血糖検査値が基準以上の方</p>	<p>個別家庭訪問により受診の必要性を説明し受診勧奨実施。 ・(訪問時：内服確認・家族の協力状況確認) ・(基準)血糖・血圧・脂質の重なり者対策 ・(県)糖尿病連携パス</p>	<p>保健師 ・栄養士 ・健康運動指導士 ・保健所 ・医療機関</p>	<p>29年10月～</p>	<p>・家庭訪問件数 ・保健指導件数 ・連携期間の件数が増える。</p>	<p>31年3月</p>	<p>・KDB(特定健診) ・生活習慣病の医療費の適正化が図れる</p>
<p>○生活習慣病治療中の検査結果が改善する。 ○生活習慣病の治療を継続する。 ○がん精密検査受診勧奨事業</p>	<p>◆介護ハリス ク者対策</p>	<p>○生活習慣病発症後には、要介護状態になる危険性が高まる現状を知る。 ・要介護状態になる時期を遅らせる方法を知る。</p>	<p>特定健診による血糖検査値が基準以上の方</p>	<p>特定保健指導非該当者でも医療の必要な住民には台帳作成。 ・もの忘れ相談会への参加勧奨 ・個別家庭訪問により受診の必要性を説明し受診勧奨実施。</p>	<p>・地域 包括支援センター ・保健師 ・社協 職員</p>	<p>29年4月～</p>	<p>・台帳の作成状況 ・もの忘れ相談会参加人数 ・委託介護予防事業参加者人数</p>	<p>年度末 H30年3月</p>	<p>(その他：事業実施量の評価)</p>
<p>◆がん精密検査受診勧奨事業</p>	<p>○がん精密検査受診勧奨事業</p>	<p>○がん検診にて精密検査対象者となった方への受診勧奨。</p>	<p>がん検診の精密検査対象者</p>	<p>個別家庭訪問により精密検査の必要性を説明し受診勧奨実施。</p>	<p>保健師</p>	<p>29年10月～</p>	<p>・家庭訪問件数 ・精密検査受診率の比較</p>	<p>30年7月</p>	<p>・29年度県へのがん検診実績報告</p>

第5章 データヘルス計画と見直し

1. 計画の評価

計画期間の最終年度に、計画に掲げる目標の達成状況、事業の実施状況について調査及びデータ分析を行い、実績に関する評価を行う。

なお、保険運営の健全化の観点から日吉津村国民健康保険運営協議会において進捗状況を報告し、評価指標の1つとする。

2. 計画の見直し

PDCA サイクルに沿った保健事業を展開するため、目標の達成状況及びその経年変化の推移について把握し、社会的環境の変化等も加味した上で、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. その他

(1) 計画の公表・周知の方法

計画の推進に当たっては、被保険者の理解・協力を得ることが欠かせないことから、計画を村のホームページに公表する。計画に変更等が生じた場合にも、その都度、村のホームページで周知を行う。

(2) 個人情報の保護

1) 基本的な考え方

保健事業で得られる個人情報は、次の法令等に定めるところに従い、適切に管理するとともに、職務上知り得た秘密の保持について細心の注意を払う。

- ・日吉津村個人情報保護条例（平成13年3月23日）
- ・日吉津村個人情報保護条例施行規則（平成13年10月1日）

2) 利用の目的

保健事業で得られる個人情報は、保健指導や評価、分析のために利用する。

3) 目的外利用または第三者への提供

保健事業で得られる個人情報は、日吉津村の内部で利用（以下「目的外利用」という。）し、または第三者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

ただし、次の①から④までのいずれかに該当するときはこの限りでない。

- ①法令等の定めがあるとき。
- ②本人の同意があるとき。

③人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

④当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4) 匿名化による利用等

保健事業で得られる個人情報を含むデータを目的外利用または外部提供する場合において、3)の①から④までに該当しない場合は、個人情報を匿名化して利用し、または提供する。

5) 委託する場合の保護措置

保健事業に関する業務を委託する場合は、個人情報の厳密な管理や、目的外利用の禁止等を契約書に明記する。また、委託者は保健事業で得た情報を複製することなく、日吉津村に提出することについても契約書に定める。

(3) データの管理

1) データの保管期間

データの保管期間は、事業年度終了後から少なくとも5年間とする。

2) 電子データの安全管理

電子データは次に定めるところに従い、安全に管理する。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成17年3月厚生労働省)
- ・匿名データの作成・提供に関するガイドライン(平成24年8月31日総務省)

(4) KDBシステムの取り扱い

保険者は、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条の健康増進事業実施者として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年厚生労働省告示第430号)において、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなど、健康増進事業実施者間で連携を図り、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第307号)において、衛生部局と連携しながら、被保険者の特性に応じた保健事業を効率的かつ効果的に実施することとされている。

KDBシステムにより得られるデータについては、保険者における地域の健康課題の把握や疾病別医療費分析の充実等による被保険者の特性に応じた効果的な保健事業の展開に資するものであり、衛生部局における保健事業にとっても有益な情報であるため、部局間の連携を密にして有効に活用すべきであるという国の方針に従い、厳重に個人情報を保護・管理しつつ、保健事業のさらなる推進を図るために有効に活用していく。

発行 日吉津村

編集 福祉保健課

電話 0859-27-5952

ホームページ

<http://www.hiezu.jp/>